

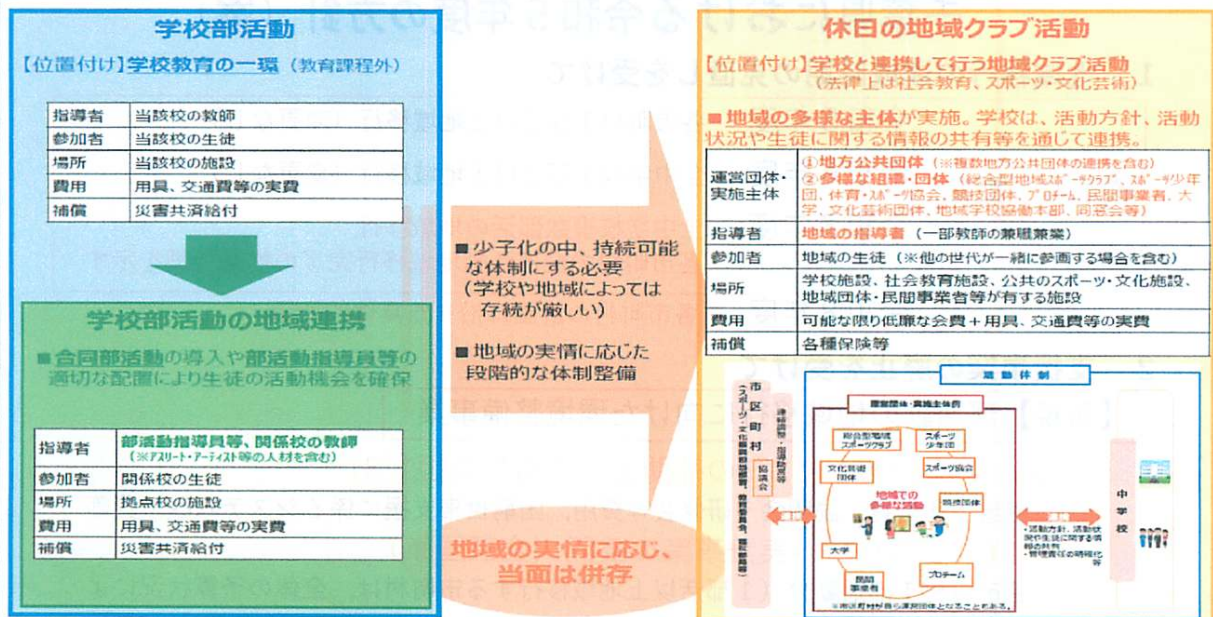
運動部活動の地域移行に関する連絡会議



【千葉県】
部活動の地域移行に関する令和5年度事業

千葉県教育庁教育振興部保健体育課

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）



「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）より

令和4年12月 スポーツ庁・文化庁の方針転換の要点

1 地域移行の達成時期の見直し

改革集中期間

令和5年度から3年間で地域移行



改革推進期間

令和5年度から3年間の取組を経て
可能な限り早期に地域移行

2 支援事業の廃止

補助事業廃止 81億

部活動全体の3割程度の規模で
地域移行の取組に対する補助金



実証事業の展開 11億

地域移行に関する取組を行う自治体
を募集し、県を通して委託

市町村は令和5年度予算でも実施可能

一部の取組に関する補助金は令和4年度補正で確保し、令和5年度に繰越
希望する市町村へ1/3の補助（協議会、説明会、研修会、人材バンク等の費用）

千葉県における令和5年度の方針（案）

1 地域移行の達成時期の見直しを受けて

改革推進期間	令和5年度	各市町村1部活以上地域移行（変更なし）
	令和6年度	全中学校1部活以上地域移行（変更なし）
	令和7年度	全中学校複数部活の地域移行 各市町村で全部活動地域移行完了の推進計画を示す
	令和8年度	各市町村の計画に沿った具体的取組

2 支援事業の廃止を受けて

【新規】部活動の地域移行に向けた環境整備事業

①国と県を合わせて2/3の補助金（市町村負担1/3）

協議会運営費、説明会・研修会等費用、困窮世帯支援に係るシステム改修費等

②希望する市町村へ実証事業の委託（全額国庫）

各市町村1部活動分（1部活以上地域移行する市町村は、全体の予算状況により調整を検討する）

千葉県における運動部活動の今後の予測

(令和4年10月 保健体育課)

2021年を起点として推計

基礎データ

年度		2021	2025	2030
千葉県人口ビジョン（令和2年） より、年少人口の低下率を推計		100%	94%	89%
生徒数（人） ※令和3年度学校基本調査より		158265	148769	140856
小 中 体 連 デ ー タ	部員数（人）	97695	91833	86949
	部活動数 ※男女はそれぞれカウント	4714	変化がない想定で以下試算	
	平均部員数（人）	20.7	19.5	18.4

5年間で約5%減
10年間で約10%減
※2035以後も同様



地域・種目によっては、
チームが組めない。

3学年そろわなくては試
合に出られない（新1年
生を即戦力とする）。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」

平成31年1月（文部科学省）

教員の超過勤務 月45時間以内

※特別な事情がある場合は月100時間未満に限り可能。ただし年間で6月まで。

→この場合も、全ての連続する月で、平均月80時間を超えないようにする。

【令和4年度における千葉県の状況】 令和4年10月19日（教職員課）より

月あたりの超過勤務が45時間を超える教諭等の割合

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
57.2%	69.5%	74.7%	36.0%	13.7%

月あたりの超過勤務時間

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
49時間45分	65時間06分	60時間08分	41時間29分	29時間44分

各地域で趣旨を共有した新体制の模索（多様な道すじ）

教員の欠員状況

全 国	R 4	2 7 7 8名未配置（日経調査）	過去最多
千葉県	R 3	3月 3 4 8名未配置（県調査）	過去最多
	R 4	4月 2 2 0名未配置（県調査）	過去最多（4月としては）

1年で未配置 **3割増**

教員の魅力低下

R 4 教員採用試験倍率	過去最低
全 国 2. 5 倍	千葉県 2. 6 倍

10年で志願者 **3割減**

千葉県は **5年連続倍率低下**

倍率に比例して教員の質も低下する

各地域における人材育成の土台が機能不全となる

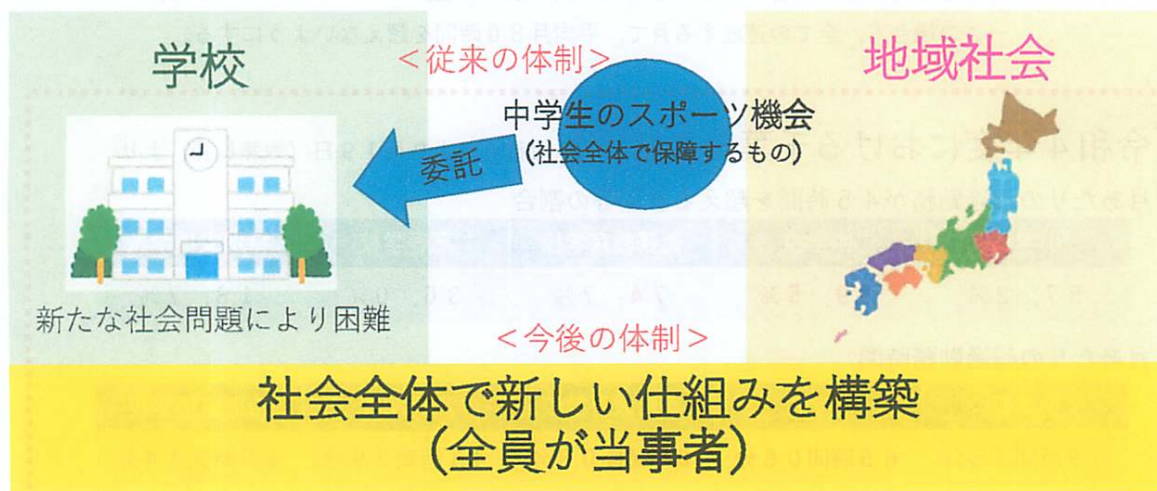
教員の魅力を高める = 教員の質を高める

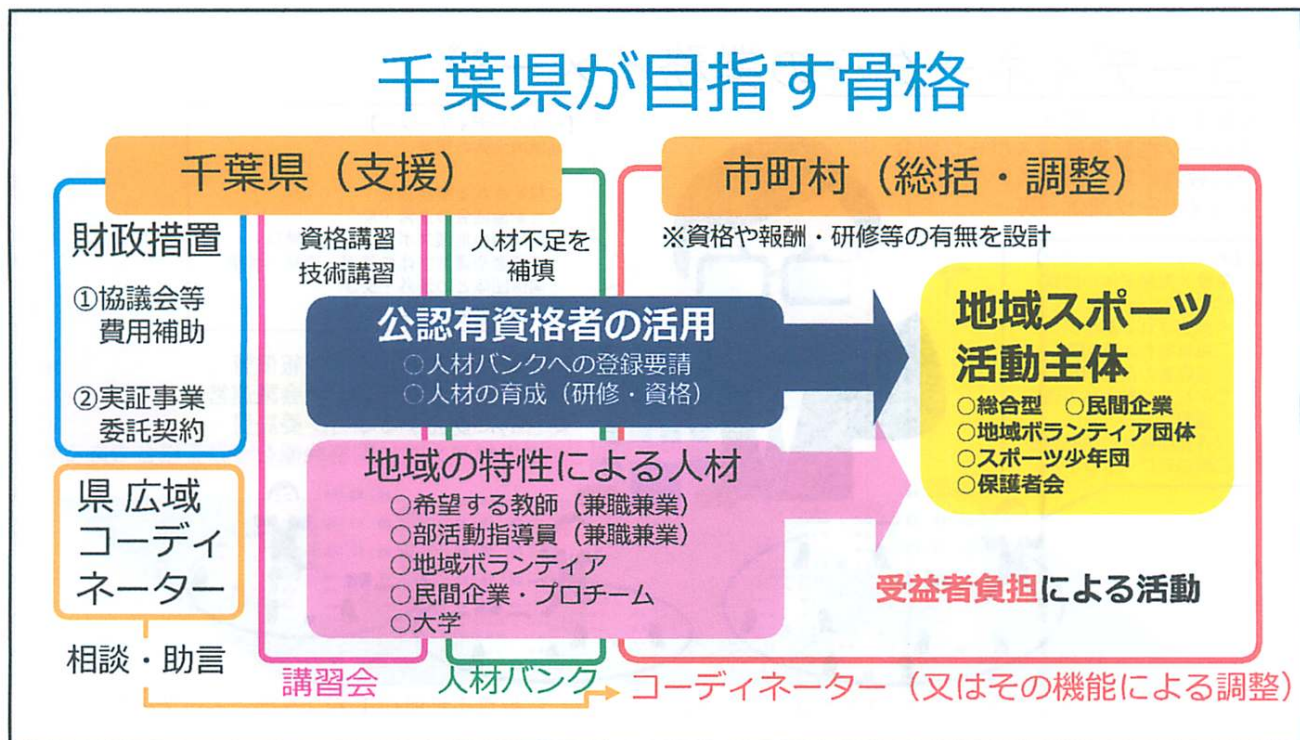
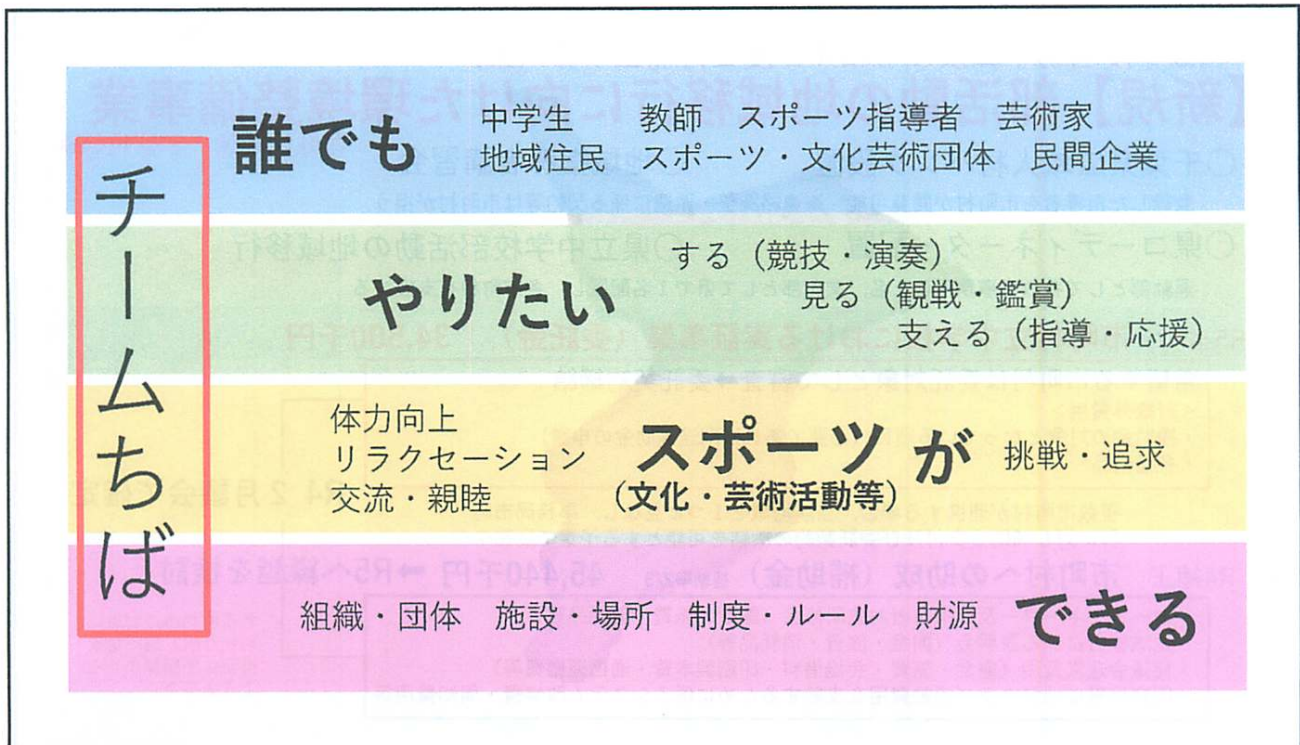
授業を中心とした業務にスリムアップ
適正な勤務時間でやりたいことを選べる環境



生徒
保護者の
ニーズ

部活動の地域移行 = ~~部活動（学校）の問題~~





令和5年度当初予算及び令和4年度2月補正予算(案)

【新規】部活動の地域移行に向けた環境整備事業

○千葉県広域人材バンク設置

○地域指導者講習会

保健体育課 学習指導課

登録した指導者を市町村が閲覧可能 ※連絡調整・派遣に係る契約等は市町村が担う

○県コーディネーター配置

○県立中学校部活動の地域移行

運動部として各教育事務所に1名, 文化部として県で1名配置し, 各市町村を支援する

R5当初 市町村立中学校における実証事業(委託金) 34,500千円

希望する市町村は委託対象として審査→委託契約締結

<対象外費用>

- ・補助金の対象となっている項目(必要であれば別途補助金の申請)
- ・各種備品

R4 2月議会で確定

複数市町村が連携する場合, 当該地域を1つと見なし, 事務局市町村に対し補助金交付及び委託契約の締結を可能とする予定で調整中

R4補正 市町村への助成(補助金) 補助率2/3 45,440千円 → R5へ繰越を検討

- ・コーディネーター及び指導者対象研修会(謝金・旅費・消耗品等)
- ・地域移行に係る説明会(謝金・旅費・消耗品等)
- ・協議会運営費用(謝金・旅費・会場借料・印刷製本費・通信運搬費等)
- ・困窮世帯に地域クラブ活動費用を支給するために係るシステム改修費・周知費用等

各市町村への配当は, 可能な限り過不足を県全体で調整できるよう調整中

コーディネーターの業務イメージ

<想定される人選>

スポーツ推進委員 スポーツ協会
退職教員 自治体職員
地域スポーツ団体 等

【地域コーディネーター】
学校×実施主体の調整

- <想定される業務例>
- 指導者の派遣調整
 - 指導者の業務調整
 - 学校と活動主体の連絡調整
 - 外部団体との連絡調整
 - 相談窓口(トラブル)

【総括コーディネーター】
地域内全体の調整

<想定される業務例>

- 推進協議会の運営・助言
- 地域内の地域スポーツ基盤の構築
- 指導者や運営主体の確保・連絡・調整
- 関係団体との渉外・交渉
- 情報の分析・処理

特定の人物が担う場合: 報償費

協議会全体で担う場合: 会議運営費

総合的に委託する場合: 委託費

※人材バンクに調整機能をつける場合もある

※地域によっては「地域」と「総括」を兼ねる。(県としては, 各教育事務所に1名コーディネーターを配置)

県コーディネーターの活用

市町村との連携パターン
総括コーディネーター設置



情報共有・相談

地域コーディネーターのみ設置



総括コーディネーター
機能の補佐（助言）

コーディネーター未設置

全体的な相談とコーディネーター
設置に向けた支援

運動部関係
各教育事務所に1名配置
文化部関係
県に1名配置



定期及び市町村の求めに応じて訪問

【教育事務所管内の市町村を支援】

- 1 推進協議会等の運営・助言
→必要に応じて協議会への出席等にも応じる
- 2 各種人材確保のための相談
→域内の団体等の情報提供等
- 3 情報交換
→国・県・他市町村の動向や、関連団体の情報提供・相談
- 4 トラブル等に関する助言
→必要に応じて各統括団体と連携

広域連携の在り方

- 事務局市町村へ域内の取組を総括して補助金を配付
- 事務局市町村又は協議会と委託契約を締結



広域協議会

見つかる！（指導者・団体・場所）
つながる！（制度・費用等の仕組み統一）



自治体

自治体

自治体

業務分担：事務局、経理、書類作成、団体連携、広報、種目分担等

市町村を越えて各種のスポーツ活動へ参加

地域団体を活動主体として利用



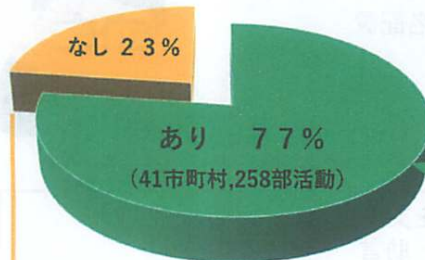
A市

B町

C町

市町村別意見交換会より①

R 5 地域移行実施状況（予定）



R 5 に地域移行なしの理由

- R 5 の方針未定 (3)
- 部活動指導員の配置による教師等の業務改善 (2)
- 合同部活動による教師等の業務改善 (1)
- 独自スケジュールによる地域移行の実施 (6)
 - ・ R 6 に 1 部活動以上の実施 (3)
 - ・ R 6 に全校で 1 部活動以上の実施 (1)
 - ・ R 6 に全部活動の地域移行 (1)
 - ・ R 8 に一斉に全部活動の地域移行 (1)

市町村別意見交換会より②

<質問・要望のまとめ>

Q 1 広域人材バンク以外にも指導者を確保するための援助等はないか。

→ A 1 総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・スポーツ推進委員連合会・スポーツ協会加盟団体等に、市町村への協力を依頼してあります。また、J S P O 公認スポーツ指導者の資格以外にも、千葉県独自の資格取得制度（生涯スポーツ振興課）を利用いただけます。

Q 2 補助金の継続をお願いしたい。

→ A 2 少なくとも、改革推進期間においては継続できるよう予算要求をする予定です。

Q 3 保険の考え方について、スポーツ振興センターの適用ができるか。

→ A 3 地域クラブ活動では、管理主体が学校から離れるので、適用となりません。

Q 4 スポーツ振興センターとスポーツ安全保険は、軽微な怪我等の場合の補償に差がある。このことについて、どのように考えるか。

→ A 4 当面、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、同程度の補償である保険を整備することが望ましいと考えます。一方、補償内容について不足と捉える部分があれば、追加の保険加入等も視野に入れ、自治体が説明しやすい体制を策定する必要があります。

Q 5 総合型地域スポーツクラブを創設したい場合は、どのような手順がよいか。

→ A 5 生涯スポーツ振興課へご連絡ください。アドバイザーを派遣します。

市町村別意見交換会より③

<質問・要望のまとめ>

Q 6 先行事例を紹介してほしい。また、県内広域協議会の設立状況を情報提供してほしい。

→ A 6 先行事例は、スポーツ庁HPをご案内しています。R 3モデル事業の全地域の詳細を閲覧できます。広域協議会は、今後具体的な実績があれば情報提供します。

Q 7 協議会の構成員等の情報を提供してもらいたい。

→ A 7 県の構成員は公開しています。各地域の実態によって大きく異なるので、構成員の選定でお困りの場合は、一律な情報提供ではなく、個別具体の相談に応じます。

Q 8 指導者やコーディネーターに対する研修を実施してほしい。

→ A 8 指導者に対しては、A 1の講習会の他、プロチームから指導者を派遣して各教育事務所管内で概ね3回程度の講習会を策定中です。コーディネーターに対しては、各教育事務所へ県のコーディネーターを配置し、各市町村のコーディネーターに助言等を行う予定です。

Q 9 小中体連主催大会への参加・引率はどのようになるか。

→ A 9 令和5年度からクラブ参加が可となり、3月中に要項を公開する予定と聞いています。引率は、学校部活動と地域クラブ活動のどちらで参加するかで変わります。

Q 10 兼職兼業について、県教職員課の見解と具体的な規定案を示してほしい。

→ A 10 国から発出されている通知等に準ずる考えであり、市町村内で整備するものであることから、県も再整備中だが、市町村内で使いやすい形にすることに注力すべきと考えます。

市町村別意見交換会より④

<質問・要望のまとめ>

Q 11 高校入試等における部活動等の評価に関する方針の見直しについて知りたい。

→ A 11 調整中です。分かりやすい形での情報提供をしていきたいと考えます。

Q 12 保護者等に向けた説明会を実施し、共通理解と意識改革を進めてほしい。

→ A 12 保護者の理解を得るには、地域の具体的施策とセットであることから、市町村による丁寧な説明が必要と考えます。一方、県民全体に対する説明がより一層必要であると捉えていますので、特設HP等を整備し、丁寧な情報発信をしていきたいと考えます。

Q 13 部活動指導員を地域移行で活用する方法が知りたい。

→ A 13 部活動指導員（学校教育法施行規則78の2）は、「学校部活動」の顧問を担うことから、地域クラブ（管理主体が学校外）での活動は、職務に含みません。このことから、同一人物が地域クラブの指導も担う際には、身分の整理が必要です。市町村によって会計年度任用職員に対し、兼職兼業申請が必要かどうか設計が異なるので、自治体内の規定に沿って身分整理の方法を決める必要があります。

Q 14 地域移行の主管は地域スポーツ主管課となることが望ましいと方針を出してほしい。

→ A 14 学校部活動と地域スポーツの部署が分かれている地域において、地域の実態に応じて、適切なタイミングで地域スポーツ関連部署が所管することが望ましいと考えます。

Q 15 令和〇〇年以降は休日の学校部活動を実施しない等、明確な方向性を示してほしい。

→ A 15 近く発出予定のガイドラインで示す予定です。

市町村別意見交換会より⑤

<質問・要望のまとめ>

Q16今後、特殊業務手当を廃止する予定があるか教えてほしい。

→A16近く発出予定のガイドラインで示す予定です。

Q17次期学習指導要領の改訂時、部活動の記載がどのようになるか教えてほしい。

→A17明らかになりしだい、情報提供します。

Q18「市町村の実態に応じて」ではなく、一律に進めてほしい。

→A18地域の実情は全く異なります。各地域の課題が共通しているものは部分的なサポートしていく考えですが、地域ならではの課題に対して一律なサポート方法は馴染まないと考えます。

Q19地域クラブ活動でのトラブル対応による教員の負担についてどのように考えるか。

→A19地域クラブ活動は、いずれ学習塾に近い形で、学校外での活動を生徒が選ぶ形態となることが想定されます。生徒の相談に応じるという意味でトラブルの解決に向けた助言をすることは想定され、可能な限りで地域クラブとの連携に努めることが望ましいことは事実です。しかし、学校外の活動に積極的に介入するというよりは、指導上有益な情報は共有するという体制が自然と考えられます。

Q20学校施設の共有による、セキュリティやその他の問題をどのように解決するか。

→A20過渡期には、在校する本務者との連携や、施設改修（助成事業あり）、指定管理者導入や、管理ボランティアを配置する等が考えられます。

市町村別意見交換会より⑥

<質問・要望のまとめ>

Q21地域移行の定義、地域クラブ活動の定義を確認したい。

→A21「地域移行」という言葉に「部活動を地域で全て担う」というニュアンスがありますが、必要なことは趣旨の実現と考えます。本県では、休日に教師等が部活動指導に関与しない体制、地域で可能な限り生徒のスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の確保を実現することを地域移行と捉えています。

「地域クラブ活動」は、学校が管理主体ではないスポーツ・文化活動です。

Q22指導者が無償の場合、兼職兼業が必要か。

→A22教師等が地域クラブの指導者に携わる場合、無償ボランティアであれば必ずしも兼職兼業を要するものではありません。一方、教育関係職では、身分の明確化と活動内容の透明性を保障するため、あえて兼職兼業を要するよう設定している市町村もあります。

Q23運動部と文化部の地域移行は、県で一本化してほしい。

→A23可能な限り一本化する予定です。しかし、中には一本化することに馴染まないものもあるので、県で判断しながらなるべく合理的になるよう努めます。

Q24既存の地域クラブと連携する場合、ガイドライン遵守が困難となる。どのように考えるか。

→A24ガイドラインの範疇の活動を設定する必要があります。特に活動時間等は、成長期のスポーツ医・科学、多様な経験の重要性の観点から設定されており、自治体では子どもの健全育成が最優先の目的と考えられます。一方、自治体が運営しない地域クラブでは、当該運営団体が、このことの説明責任を果たす必要があると整理します。

市町村別意見交換会より⑦

<質問・要望のまとめ>

Q25相談窓口の開設の仕方について。

→A25地域の実情に応じた設定が必要です。しかし、トラブル回避としては、地域クラブ自体の窓口の他に、相談的に関わることのできる窓口が必須と考えます。地域クラブ活動内でトラブル解決ができなかった際、スポーツ協会や各団体の上部組織等の窓口にご相談する方法がある一方、客観的な処罰等ではなく、例えば、当事者間の希望を聞きながら解決の折り合いを提案する性格の窓口を自治体が担うことなどが考えられます。

Q26兼職兼業の申請は、勤務地で行うのか、居住地で行うのか。

→A26申請は勤務地で行います。兼職兼業による活動場所は、申請者の任意の場所です。

Q27地域クラブの指導者に報酬はなくてはならないのか。

→A27特に定めはありません。また、報酬額についても定めはありませんが、兼職兼業の考え方として「社会通念上妥当な額」というものがありますので、市町村で妥当な額を決定します。なお、全国的な基準は1h ¥1,600前後といわれていますが1h ¥4,000という市町村もあります。（Q22も併せて参照のこと）

Q28県が広域連携の繋ぎ役を担ってほしい。

→A28広域連携の市町村に助言や相談等の関わりをすることはできますが、市町村間の合意形成等には当事者同士の調整が必要と考えます。

市町村別意見交換会より⑧

<質問・要望のまとめ>

Q29兼職兼業では学校の勤務時間と合わせて月80時間以内という根拠はなにか。

→A29兼職兼業の判断基準に「本来業務に支障がないこと」という考え方があります。支障がないという基準について、労働基準法に定められた複数月平均80時間以内を守ることが適切と整理されています。

「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（令和3年2月17日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）参照

Q30子どもの人数が安定しない地域では、地域クラブを設立しても存続できないのではないか。

→A30例えば、小学生も参加できるようにすれば、地域で当該種目の人数の見通しがつきやすく、中学生段階での継続にも繋がります。系統的指導の効果も見込める一方で、活動場所や時間、用具の規格等、別の課題解決に取り組む必要も出てくると思われます。

Q31どのような地域団体が活動しているか、情報提供がほしい。

→A31各市町村内で所管する部署へお問い合わせください。協議会の構成の選定等にも必要なプロセスかと思えます。また、その過程でコーディネーターや指導者等に適する有力な人材の発掘につながることもあるかと思えます。

Q32兼職兼業を導入することは働き方改革の真逆ではないのか。

→A32休日指導を望まない教師等に（間接的であっても）兼職兼業申請を促すメッセージが伝わらないよう配慮が必要です。休日に教師等が部活動に関与する必要はない新たな常識の定着を図りつつ、休日指導を望む教師等の指導機会に応えるものです。

市町村別意見交換会より⑨

<質問・要望のまとめ>

Q33市として、「休日は学校部活動をしない」等の内容を独自で設定してもよいか。

→ A33意図の方向性が同様であれば、地域に応じて踏み込んだ内容は可能です。例えば、年間で最終下校時刻を一律17:00にする設定や、すでに休日指導の在り方に言及している市町村もあります。

Q34小中体連主催大会の引率等で、コーチの資格を要する場合、指導者が不足しないか。

→ A34種目ごとに指導者に資格を要するか設定が異なります。資格等が必要な場合、新規指導者等には資格取得の猶予期間を設ける等、地域クラブ化に伴って大会参加が困難になる状況とならないよう配慮を求めています。

Q35困窮世帯に対する参加費用負担は、自治体が主導する地域クラブ活動だけでなく、既存のクラブチーム参加にも適用されるのか。

→ A35お伝えできる情報があれば、提供します。

中学校の部活動が変わります

「学校」と関わらない地域全体のスポーツ・文化芸術環境

チームちび

誰でも やりたい スポーツが できる

中学生 地域住民 教員 スポーツ指導者 指導者
スポーツ 文化芸術指導者 芸術家

スポーツ 部・球団を地域で共有
地域全体で支える新たな文化

多様な人材による指導
見る(観戦・観賞) 受ける(観戦・観賞) 支える(指導・運営)

体力的向上 リラクゼーション 交流・観戦

競技・目標 観戦・場所 制度・ルール 知識

地域スポーツクラブ活動

多様な地域人材によるスポーツ指導

○公民スポーツ指導員 ○地域ボランティア ○指導者(教員・公民員)
○施設管理員 ○部活動指導員 ○大学生 ○市民活動員

○学校施設 ○公民施設 ○地域スポーツクラブ施設 ○民間施設

多様な地域人材による指導

○地域スポーツクラブ ○地域ボランティア ○民間施設
○施設管理員 ○部活動指導員

市町村自治体が統括してしくみをつくります

市町村自治体が統括してしくみをつくります

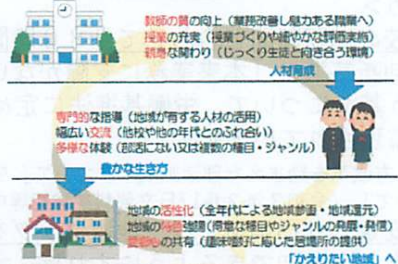
市町村の目標

＜各市町村1部以上地域移行＞ 千歳市の目標
＜各公立中学校1部以上地域移行＞ 千歳市が市町村自治体者支援します
＜各公立中学校で複数部活動地域移行＞

○財政支援 ○人材支援 ○施設管理員・運営経費等
○人材・施設・運営支援
○人材・施設・運営支援
千歳市人材バンクの取組

各市町村の推進計画に合わせた具体的な取組
千歳市が市町村自治体者支援します

部活動の地域移行によって



発信前につき【取扱注意】

部活動の地域移行に魅力を感じる各団体様

○現行の部活動をそのまま地域全体で扱うというイメージではなく、可能な指導形態や業務、また部分の協力等、各市町村と協議し、できる限りでの連携の在り方をご提案ください。

地域クラブ活動で指導したい方

○指導業務の申請をした公民員(地域クラブ指導に強い希望をもつ教員等を含む)
○各種の指導資格を持った方
○指導対象種目・ジャンルの経験も有る方
※留意点・・・求人職歴と前科が問われます。指導業務の市町村へお問い合わせください。方お話し・・・千歳市人材バンクへお申し込みください。
→市町村が取組む、条件が合えば市町村と繋がります。

地域クラブ活動に入会する方

○単親として希望者(入会費・保険料・指導者報酬)となります。
※入会可能なクラブや入会方法は、対象クラブ又は市町村へお問い合わせください。

地域によって、準備可能な体制や移行時期は異なります。又、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会と提供は、参加者・保護者・地域のみなさまの協力が影響不可欠です。本県では、**全員が公平安心して子どもたちを育てる環境を目標とします。**

随時御相談等、
応じさせていた
できます。

御清聴ありがと
うございました。

令和5年2月17日

関係各位 様

千葉県小中学校体育連盟
会長 滝口 健二

地域クラブ活動の県総体参加に関わる流れについて

日頃より本連盟の活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
表題の件に関しては下記の通りといたします。

記

1 各競技団体・地域クラブ活動及び保護者への周知

(1) 千葉県小中学校体育連盟（各種目専門部委員長）より

各支部種目専門部委員長へ地域クラブ活動の総体参加についての流れ（登（認定）の方法を含む）を連絡し、各市町村の競技団体及び地域クラブ活動と連絡をとり周知する。

(2) 公益財団法人千葉県スポーツ協会より

千葉県スポーツ協会の協力を得ながら各支部（各市町村）スポーツ協会及び各競技団体（各競技の協会、連盟）へ連絡していただき、地域クラブ活動の総体参加についての流れ（登録（認定）の方法を含む）を周知する。

(3) 千葉県・千葉県教育委員会及び千葉市・千葉市教育委員会より

千葉県教育委員会から市町村教育委員会を通して各中学校へ、千葉市教育委員会から各中学校へ、また、千葉県・千葉市の私立中学校所管課を通して各中学校へ地域クラブ活動の総体参加についての流れ（登録（認定）の方法を含む）を周知してもらう。

(4) 各学校より

地域クラブ活動に加盟、活動している生徒の保護者向け文書を発出し、地域クラブ活動が県総体に参加する場合の流れ（登録（認定）の方法を含む）について周知する。

2 地域クラブ活動の参加資格要件

(1) 千葉県小中学校体育連盟に登録、（認定）されること。

①各競技団体（県または支部の競技協会、連盟）へ登録されていること。

②千葉県小中学校体育連盟に参加費を納入すること。（支部大会については支部の規定による。県大会に出場する場合は各種目の実施要項による。）

(2) 支部大会から参加する場合の地域については加盟競技協会・連盟の所在地域とする。

(3) その他(令和5年度千葉県中学校総合体育大会実施要項の参加資格の特例別記及び、各種目の実施要項、認定申請書を参照)

2 県総体参加までの流れ

- (1) 千葉県小中学校体育連盟種目専門部へ申請し認定を受ける。(各競技団体への登録が前提かつ締め切りは競技ごとの実施要項による)
- (2) 事前顧問会議(大会参加説明会)に参加。参加地域は登録競技団体の所在地域とする。 ※参加費がある場合には納入。
- (3) 支部大会エントリー表提出。
- (4) 支部大会に参加。(競技役員等への協力必須)
- (5) 支部代表となる。(種目によってはクラブで予選会等を経て県大会より参加する場合もある)
- (6) 県総体エントリー表提出。
- (7) 県総体出場。(勝ち上がりによっては関東大会、全国大会の出場権獲得)

担当 理事長

旭市立海上中学校 大目智志

電話 0479-55-2150

事務局長

千葉市立葛城中学校 加藤寛

電話 043-222-0079

令和5年2月24日

地域クラブ活動代表者 様

千葉県小中学校体育連盟
会長 滝口 健二

令和5年度千葉県中学校総合体育大会への
地域クラブ活動の参加について（周知）

日頃より本連盟の活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

スポーツ庁からの通達、各方面からの発表等によりすでにご承知のこととは存じますが、令和5年度より一定の参加資格を満たすことを条件に全国中学校体育大会への地域クラブ活動からの参加が認められ、下部大会からの参加が見込まれています。（支部予選からの参加となるか、クラブチーム等の予選会を経て県大会からの参加となるかは各種目の実施要項により異なります。）

つきましては参加資格及び参加までのおおよその流れを下記によりお示しいたしますので、参加の意向がある場合には、登録（認定）等の手続きに遺漏がないように準備を進めていただければと存じます。

なお、千葉県総合体育大会は、一人1競技、1団体からの出場に限られておりますので、選手、保護者の皆様への周知をお願いいたします。（他団体との重複登録や異種目間での重複登録、さらには地域を越えての重複登録は認められておりません）

記

1 地域クラブ活動の参加資格要件（抜粋）

- (1) 千葉県小中学校体育連盟に登録、（認定）されること。
 - ①各競技団体（県または支部の競技協会、連盟）へ登録されていること。
 - ②千葉県小中学校体育連盟に参加費を納入すること。（支部大会については支部の規定による。県大会に出場する場合は各種目の実施要項による。）
- (2) 支部大会から参加する場合の地域については加盟競技協会・連盟の所在地域とする。
- (3) その他（令和5年度千葉県中学校総合体育大会実施要項の参加資格の特例別紙及び、各種目の実施要項、認定申請書を参照）

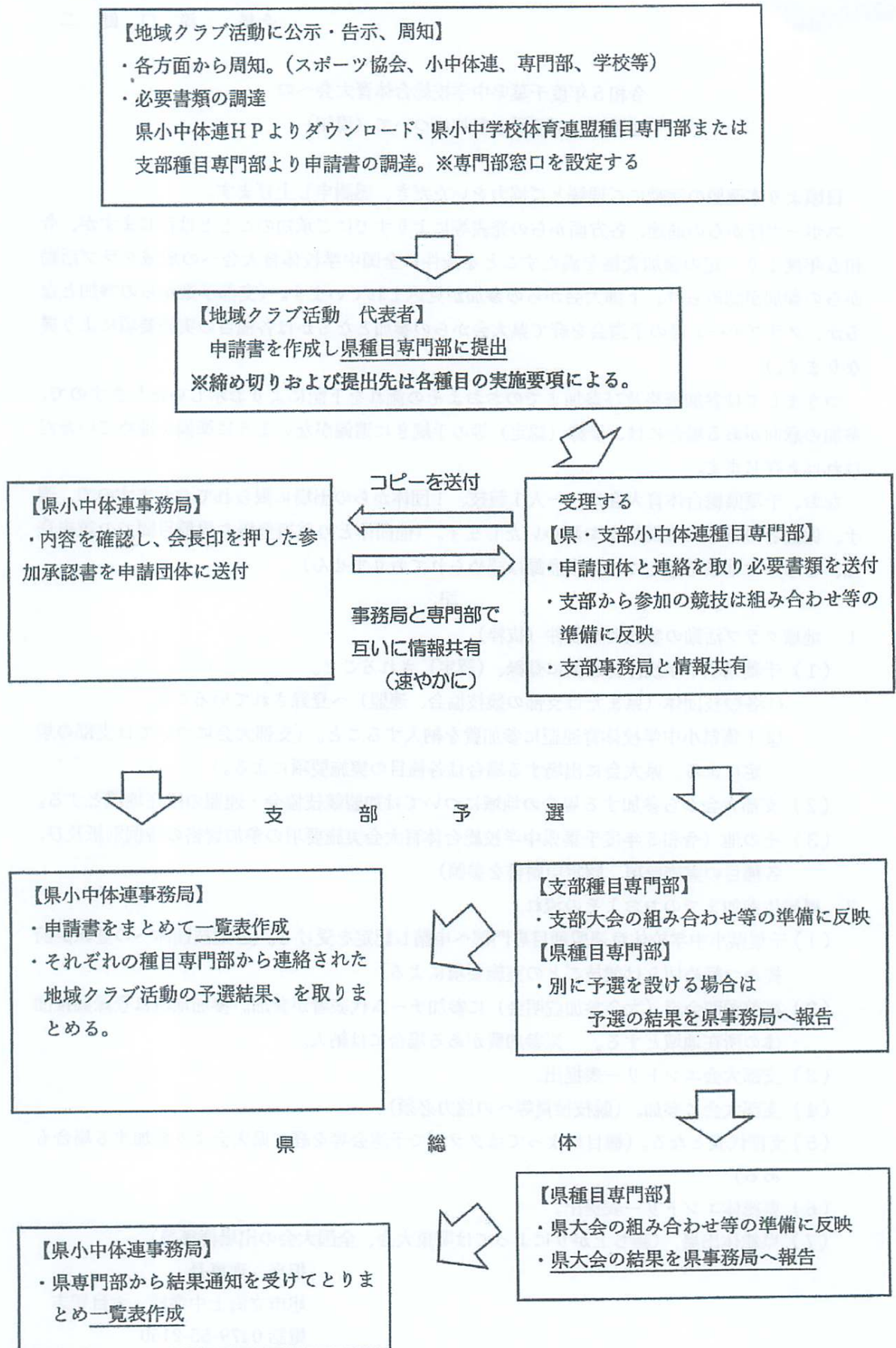
2 県総体参加までのおおよその流れ

- (1) 千葉県小中学校体育連盟種目専門部へ申請し認定を受ける。（各競技団体への登録が前提かつ締め切りは競技ごとの実施要項による）
- (2) 事前顧問会議（大会参加説明会）に参加チーム代表者が参加。参加地域は登録競技団体の所在地域とする。 ※参加費がある場合には納入。
- (3) 支部大会エントリー表提出。
- (4) 支部大会に参加。（競技役員等への協力必須）
- (5) 支部代表となる。（種目によってはクラブで予選会等を経て県大会より参加する場合もある）
- (6) 県総体エントリー表提出。
- (7) 県総体出場。（勝ち上がりによっては関東大会、全国大会の出場権獲得）

担当 理事長

旭市立海上中学校 大目智志
電話 0479-55-2150

千葉県の総合体育大会における地域クラブ活動の登録（認定）から大会への流れ



様式 1

令和 5 年度千葉県中学校総合体育大会参加登録（認定）申請

千葉県小中学校体育連盟会長 様

千葉県中学校総合体育大会参加認定の条件

a:	千葉県小中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重します。
b:	参加する選手の学齢・修業年限が一致しています。
c:	日常継続的に代表者もしくは資格を有する指導者のもとに「合理的でかつ効果的・効率的な活動の推進」の通り、適切に指導を行っています。
d:	『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和 4 年 1 2 月スポーツ庁・文化庁 発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守しています。
e:	千葉県中学校総合体育大会及び本大会に関わる各支部予選会、各種目専門部により定められた予選会などにおいて、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力します。
f:	千葉県中学校体育連盟大会要項及び、競技種目ごとの実施要項を遵守するとともに、大会の円滑な運営に協力します。
g:	大会参加にあつては、代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を講じています。
h:	大会に参加する経費は、当該地域クラブ活動が負担します。
i:	地域クラブ活動での出場は、1 競技、1 団体のみとします。（学校部活動との重複登録もできません）
j:	支部大会がある場合は、登録市町村から出場します。
k:	千葉県もしくは県内市町村の競技連盟、競技協会に所属（登録）しています。
所属協会・連盟等名称	連絡先TEL
住 所	

※「合理的でかつ効果的・効率的な活動の推進」とは、文部科学省が平成 2 5 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

※週 2 日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上）また、活動時間は、長くても平日 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。

※提出先は千葉県小中学校体育連盟種目専門部とする。（締め切りについては種目毎に定める実施要項による）

以上のことを同意（項目に☑）し、上記大会に関して千葉県小中学校体育連盟の認定を受けたく申請いたします。

なお、虚偽の内容が判明した場合は参加を辞退します。

令和 年 月 日

団体名（クラブ名）

連絡先TEL

住所

代表

印

活動拠点（施設名、住所）

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度

〈趣旨〉

1. 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）及びJSP0加盟団体等は、スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するため、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」を制定し、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成することにより、望ましい社会の実現に貢献する。

〈目的〉

2. この制度の目的は、次のとおりとする。
 - (1) 公認スポーツ指導者によるスポーツ指導の体制を確立すること。
 - (2) 公認スポーツ指導者として求められる資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）に関する科目を体系的に編成した講習会等により公認スポーツ指導者を育成し、その資質能力の向上を図ること。
 - (3) 公認スポーツ指導者育成の基本コンセプト、3つの方針（受講者受入方針・養成講習会実施方針・資格認定方針）、資格の種類と役割及び権利と責務を明確にし、社会的信頼の向上を図ること。
 - (4) 地域別、競技別、種別等、公認スポーツ指導者相互の連帯を深め、活動促進を図ること。

〈公認スポーツ指導者〉

3. JSP0 及び JSP0 加盟団体等が育成する公認スポーツ指導者とは、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタード^{*}の考え方のもとに暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者である。

〈種類及び役割〉

4. 公認スポーツ指導者の種類及び役割は、次のとおりとする。

〈1〉スポーツ指導者基礎資格

・スポーツリーダー

地域におけるスポーツグループやサークル等のリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者

・コーチングアシスタント

地域におけるスポーツグループやサークル等において、上位資格者を補佐する者として、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者

〈2〉競技別指導者資格

ア. スタートコーチ

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、当該競技の上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する者

* プレーヤーズセンタード：プレーヤーを取り巻くアントラージュ自身も、それぞれの Well-being（良好・幸福な状態）を目指しながら、プレーヤーをサポートしていくという考え方。

イ. コーチ1

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する者

ウ. コーチ2

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督やヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する者

エ. コーチ3

トップリーグ・実業団等のコーチングスタッフとして、ブロック及び全国大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

オ. コーチ4

トップリーグ・実業団・ナショナルチーム等のコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

カ. 教師

クラブや商業・民間スポーツ施設等で幅広い年齢層の多様なスポーツライフスタイルを志向する会員や利用者に応じたコーチングを行うとともに、当該施設等の日常運営業務にあたる者

キ. 上級教師

クラブや商業・民間スポーツ施設等における実技指導の責任者・チーフを担うとともに、当該施設等の企画・経營業務にあたる者

(3) メディカル・コンディショニング資格

ア. スポーツドクター

医師の立場からプレーヤーの健康管理、スポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる者

イ. スポーツデンティスト

歯科医師の立場からプレーヤーの健康管理、歯科口腔領域におけるスポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる者

ウ. アスレティックトレーナー

スポーツドクターをはじめコーチ等との緊密な協力のもとに、1) スポーツ活動中の外傷・障害予防、2) コンディショニングやリコンディショニング、3) 安全と健康管理、および 4) 医療資格者へ引き継ぐまでの救急対応という 4 つの役割に関する知識と実践する能力を活用し、スポーツをする人の安全と安心を確保したうえで、パフォーマンスの回復や向上を支援する者

エ. スポーツ栄養士

地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、プレーヤーの栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う者

(4) フィットネス資格

ア. フィットネストレーナー

商業・民間スポーツ施設等において、会員や利用者に対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を主に職業として行う者

イ. スポーツプログラマー

地域スポーツクラブ等において、会員や利用者のフィットネスの維持や向上のための指導及び助言を行う者

ウ. ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行う者

(5) マネジメント指導者資格

ア. アシスタントマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする者

イ. クラブマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行うとともに、クラブに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する者

(養成)

5. JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第 6 条第 1 号に定める公認スポーツ指導者として必要な資質能力を修得させるため、すべてのスポーツ指導者に共通して求められる資質能力に関する科目と、役割に応じて求められる専門的な資質能力に関する科目を体系的に編成し、前条各資格の養成講習会を実施する。

(1) 養成講習会のうち共催により実施する講習会は、次のとおりとする。

ア. 競技別指導者養成講習会（共催：JSP0 加盟競技団体等）

イ. スポーツデンティスト養成講習会（共催：公益社団法人日本歯科医師会）

ウ. スポーツ栄養士養成講習会（共催：公益社団法人日本栄養士会）

エ. スポーツプログラマー養成講習会（共催：公益財団法人日本スポーツ施設協会）

(2) JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第 1 条に定める趣旨に賛同する者で、養成講習会を通じて、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードのもとに暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献する意欲がある者を、養成講習会の受講者として広く受け入れる。

(3) 各養成講習会の運営方法、受講条件、カリキュラム内容、講習・試験の免除、審査等の詳細については、別に定める。

(4) 講習・試験免除適応コース

別に定める講習・試験免除承認システムに基づき、所定のカリキュラムと同等の教育課程を設定していると JSP0 指導者育成委員会が承認した大学（学部・学科等）、専門学校、その他団体等を講習・試験免除適応コースとすることができる。

(5) スポーツ指導者養成コース

別に定める養成コース申請基準を満たすスポーツ関連団体等をスポーツ指導者養成コースとすることができる。

(認定)

6. 公認スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

(1) JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第 1 条に定める趣旨に基づき、養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、以下の資質能力を身に付けた者を、公認スポーツ指導者として認定する。

- ・ スポーツの価値や未来への責任を理解することができる。
 - ・ プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除できる。
 - ・ 常に学び続けることができる。
 - ・ プレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる。
 - ・ 求められる役割に応じて、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導することができる。
 - ・ 求められる役割に応じて、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる。
- (2) 公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録手続きが完了した者を対象とする。
- (3) 公認スポーツ指導者として認定された登録指導者は、JSP0 及び JSP0 加盟団体等の組織内指導者とする。

〈権利〉

7. 公認スポーツ指導者（スポーツリーダーは除く）は、下記に掲げる権利を有する。

- (1) JSP0 が発行する情報誌の受領・閲覧及びスポーツ指導者手帳の受領
- (2) JSP0 及び JSP0 加盟団体等が実施する研修事業への参加
- (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入
- (4) 公認スポーツ指導者公式制定品の購入・使用
- (5) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用

〈責務〉

8. 公認スポーツ指導者は、次の責務を負う。

- (1) 「スポーツ宣言日本^b」の趣旨を理解したうえで、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。
- (2) プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、プレーヤーの望むスポーツ活動を理解し、その成長を支援すること。
- (3) プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
- (4) JSP0 倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）に関する調査に誠実に協力すること。
- (5) スポーツの価値や未来への責任を理解し、スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。

^b スポーツ宣言日本：平成 23（2011）年 7 月に創立 100 周年を迎えた JSP0 が、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）とともに採択した宣言で、嘉納治五郎初代会長の志を受け継ぎ、新たな 100 年に向けて、21 世紀のスポーツが果たすべき使命を謳ったもの。

〈処分〉

9. 公認スポーツ指導者が JSP0 倫理規程に違反したと認められたときは、JSP0 倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める基準により処分内容を決定する。

〈マスター称号〉

10. 公認スポーツ指導者としての資質能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等に当たる者として下記により推薦のあった者に対し、JSP0 指導者育成委員会の審査を経て、マスターの称号を付与する。
- (1) 競技別指導者資格の各領域において、指導者の育成及び指導等に当たる者として、別に定める基準に基づき、中央競技団体から推薦のあった者
- (2) アスレティックトレーナーの指導及び育成等に当たる者として、別に定める基準に基づき、JSP0 が推薦する者

〈協議会等〉

11. 公認スポーツ指導者相互の連帯と、公認スポーツ指導者としての資質能力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に、次のスポーツ指導者協議会等を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策等について協議する。
- (1) 全国スポーツ指導者連絡会議
JSP0 指導者育成委員会のもとに設置し、都道府県スポーツ指導者協議会の代表と中央競技団体等の指導者育成部門の代表で構成する。主に公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営等について協議する。
- (2) 都道府県別スポーツ指導者協議会
都道府県体育・スポーツ協会の指導者育成に関する委員会のもと等に設置し、主に都道府県内における公認スポーツ指導者の活動促進、相互研修、情報交換、広報活動の推進等について協議する。
- (3) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会
JSP0 指導者育成委員会のもとに設置し、都道府県体育・スポーツ協会及び中央競技団体等のスポーツドクターの代表で構成する。公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、主に活動促進、相互研修、情報交換、広報活動の推進等について協議する。
- (4) アスレティックトレーナー連絡会議
JSP0 指導者育成委員会のもとに設置し、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体、プロスポーツ団体等及び JSP0 に所属するアスレティックトレーナーの代表で構成する。公認アスレティックトレーナー相互の連絡を密にし、主に活動促進、相互研修、情報交換、広報活動の推進等について協議する。
- (5) その他
前各号については、それぞれ別に定める。

〈活動促進〉

12. JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、公認スポーツ指導者の活動促進と社会的信頼の向上を図るため、その資質能力の向上と指導体制の確立、各種活動促進方策の推進に努める。

(変更)

13. この制度は、JSPO 指導者育成委員会の承認により変更することができる。

<附則>

1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。
2. この制度は、平成元年2月8日から施行する。
3. この制度は、平成4年9月14日から施行する。
4. この制度は、平成5年9月27日から施行する。
5. この制度は、平成6年7月5日から施行する。
6. この制度は、平成10年10月1日から施行する。
7. この制度は、平成11年6月8日から施行する。
8. この制度は、平成12年3月7日から施行する。
9. この制度は、平成12年10月20日から施行する。
10. この制度は、平成17年4月1日から施行する。
11. この制度は、平成17年7月13日から施行する。
12. この制度は、平成20年3月5日から施行する。
13. この制度は、平成23年4月1日から施行する。
14. この制度は、平成24年11月7日から施行する。
15. この制度は、平成26年7月23日から施行する。
16. この制度は、平成30年4月1日から施行する。
17. この制度は、平成31年4月1日から施行する。
18. この制度は、令和元年6月21日から施行する。
19. この制度は、令和元年9月26日から施行する。
20. この制度は、令和2年4月1日から施行する。
21. この制度は、令和3年4月1日から施行する。
22. この制度は、令和4年4月1日から施行する。

事業推進基本理念

ソフトインフラ事業

- ・スポーツボランティアの活動支援
 - ・女性スポーツの支援
 - ・学校スポーツの支援
 - ・公認スポーツ指導者育成
 - ・スポーツ医・科学研究
 - ・スポーツ情報システムの充実、広報活動の推進
- スポーツ市場拡大への支援、社会貢献活動等によりスポーツ享受の量的増大と質的深化を支援

クラブ事業/エリア事業

- ・総合型地域スポーツクラブ育成・支援
 - ・スポーツ少年団の育成
 - ・学校運動部活動連携・協力
- 新たな地域スポーツ体制の検討等、日常生活に密着したスポーツ享受を促進

イベント事業

- ・国民体育大会
 - ・日本スポーツマスターズ
- タレント発掘、国際交流・協力等、人々が一堂に会してスポーツ享受する機会を提供

日本スポーツ協会

我孫子市スポーツ協会

